



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

57

各種手当と同一労働 同一賃金のゆくえは？



(表)

各種労働条件	東京判決	大阪判決
外務業務手当	○	○
年末年始勤務手当	× ただし正社員の8割分	× 正社員と同額
早出勤務等手当	○	○
祝日給	○	○
夏期年末手当	○	○
住居手当	× ただし正社員の6割分	× 正社員と同額
夏期冬期休暇	× 損害主張なし	論点なし
病気休暇	× 損害主張なし	論点なし
夜間特別勤務手当	○	論点なし
郵便外務・内部業務精勤手当	○	○
扶養手当	論点なし	×

○…不合理ではない ×…不合理である

か否かを判
断すべし、
としました。

「扶養手当」については「労働者及び
その扶養親族の生活を保障するために、
基本給を補完するものとして付与され
る生活保障給としての性質を有し、職
務内容等の相違によってその支給の必
要性の程度が大きく左右されるもので
はないこと」とされています。ただし

損害額については、東京判決は特殊な
考え方をしており、「同一条件でないこ
とで直ちに不合理ではないが、給付の
側面に有利な場合が多いと考えられ
ます。東京

判決では、正社員は長期雇用を前提と
してそれを踏まえた賃金制度であること
等が挙げられ、大阪判決では正社員登
用制度の存在（正社員と期間雇用社員
との地位が必ずしも固定的ではないこ
と）や、労働条件が長期間の労使間協
議で形成されてきたことが挙げられ、
いずれも使用者に有利な要素とされて
います。

【今後の対応策】
同一労働同一賃金のガイドラインの
協議経過を見守りつつ、正社員と期間
雇用社員との職務内容等の違いを前提
に、各手当や福利厚生的な労働条件に
ついては、それどれどういった内容や
条件で支給されているのか、それが支
給されている理由は何なのかが、厳密
に検討することが必要となるかと思
います。もつとも実際の対応は、ガイ
ドライン公表後の各種評価や社会情勢
を見てからでも遅くはないと考えます。
(庄司法律事務所所長、元愛知労働局
紛争調整委員)

同一労働同一賃金について、ガイド
ラインが2020年4月（中小事業主
は2021年4月）からの適用を目指
して、労働政策審議会の同一労働同一
賃金部会で議論されています（Web
で議事録・資料が公開中）。同時に並行
する裁判所でも同一労働同一賃金に
関する判例が散見されるようになりま
した。今回ご紹介するのは、日本郵便
が開示した。今回ご紹介するのは、日本郵便
が開示した。

（株）の期間雇用社員に関する各種手当を
中心とした労働条件に関する2つの地
方裁判所の判例です。これらの事件は
現在も係属していることから、今後出
されるであろう最高裁判例を、皆様と
強い関心をもってウォッチしたいとい
う思いでご紹介する次第です。

二つの判例で共通する判断枠組

二つの判例ともに「個々の労働条件ごと
に、当該労働条件が期
間の定めを
理由とする
不合理なも
のであるこ
とにつき、
労働者に主
張立証責任
がある」と
とされた手当等の
「不合理である」とされた手当等の
以下しないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

次に「不合理性の判断」においては、
条件の相違に関し、合理性レベルが3
以下しかないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

二つの判例ともに「個々の労働条件ごと
に、当該労働条件が期
間の定めを
理由とする
不合理なも
のであるこ
とにつき、
労働者に主
張立証責任
がある」と
とされた手当等の
「不合理である」とされた手当等の
以下しないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

二つの判例ともに「個々の労働条件ごと
に、当該労働条件が期
間の定めを
理由とする
不合理なも
のであるこ
とにつき、
労働者に主
張立証責任
がある」と
とされた手当等の
「不合理である」とされた手当等の
以下しないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

二つの判例ともに「個々の労働条件ごと
に、当該労働条件が期
間の定めを
理由とする
不合理なも
のであるこ
とにつき、
労働者に主
張立証責任
がある」と
とされた手当等の
「不合理である」とされた手当等の
以下しないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

【事案】東京地裁平成29年9月14日判決（以下「東京判決」と）と大阪地裁平成30年2月21日判決（以下「大阪判決」と）の2つの事件ともに、被告は日本郵便株式会社（Y社）で、原告は複数の期間雇用労働者。いずれも各種手当の不支給等が、労働契約法20条「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」に違反するとして争ったものである。



同一労働同一賃金

同一労働同一賃金
不合理なも
のであるこ
とにつき、
労働者に主
張立証責任
がある」と
とされた手当等の
「不合理である」とされた手当等の
以下しないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

二つの判例ともに「個々の労働条件ごと
に、当該労働条件が期
間の定めを
理由とする
不合理なも
のであるこ
とにつき、
労働者に主
張立証責任
がある」と
とされた手当等の
「不合理である」とされた手当等の
以下しないほど問題であることを主
張しなければならない」という感覚な
のです。

イラスト・源
安孝